

# 令和4年第7回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年7月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年7月15日
4. 出席農業委員 16名
- |                     |                      |           |                      |
|---------------------|----------------------|-----------|----------------------|
| 1番 佐藤 易廣            | 2番 柳沼 正治             | 3番 八巻 長一  | 4番 寺島 武              |
| 5番 渡邊 政幸            | 6番 菅野 照              | 7番 鈴木 政浩  | 8番 穴戸 洋一             |
| 9番 <del>阿部 忠幸</del> | 10番 浦山 公一            | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重            |
| 13番 大橋 吉成           | 14番 <del>千葉 利市</del> | 15番 長沢 壽幸 | 16番 <del>佐藤 清光</del> |
| 17番 渡邊 茂            | 18番 土屋 洋一郎           | 19番 清野 直人 |                      |
5. 欠席農業委員 3名
6. 出席農地利用最適化推進委員 22名
- |            |                      |                       |            |
|------------|----------------------|-----------------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥  | 21番 佐々木 春男           | 22番 大武 有子             | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄   | 25番 八島 市蔵            | 26番 高橋 敏明             | 27番 菊池 和彦  |
| 28番 齋藤 信夫  | 29番 <del>佐藤 善一</del> | 30番 <del>渡邊 みき子</del> | 31番 野田 源吉  |
| 32番 舟山 健一  | 33番 引地 秀樹            | 34番 八城 智広             | 35番 佐瀬 之人  |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武             | 38番 大和田俊一郎            | 39番 三浦 秀勝  |
| 40番 阿部 良夫  | 41番 津田 茂             | 42番 井上 林一             | 43番 八巻 博   |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第4号 農用地利用配分計画（案）について
  - 議案第5号 伊達農業委員会が定める別段の面積の決定について
  - 議案第6号 あっせん申出について

## 10. 議 事

- 議 長 只今から、令和4年第7回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。  
(午後3時25分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員16名、推進委員22名で定足数に達しております。よって令和4年第7回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員







いたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、1番の案件については、4ヘクタール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で、許可権者である福島県に意見送付します。福島県は東北農政局と協議し、問題がなければ「許可決定」されることとなります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、大規模商業施設の建設のための転用であります。賃借権の設定30年及び所有権の移転でございます。建物建築は、4棟になります。仮換地1街区の中央、南北に本体棟、西側にホームセンター棟、北側にアウトドア棟、東側にガソリンスタンド棟を設置するようになります。また、建物の周囲と本体棟屋上に駐車場が設置され、駐車台数は3,843台となり、面積につきましては48,037㎡となります。また、地上駐車場、屋上駐車場に太陽光発電パネルが設置されます。面積は、37,666㎡となります。このほかにも緑地として6,994㎡が整備されます。排水計画についてですが、雨水については、降雨強度を50年に一度の強度で想定・設計した地下タンクを設け新堀川へ排出する予定となっております。農地区分は、高速道路の出入口から300メートル以内、土地区画整理事業区画内農地でありますので、第3種農地であります。第3種農地は転用許可可能であるため、転用可能となります。また、本案件は、都市計画法の地区計画として●●●地区計画が設定してあります。

2番については、災害復旧工事に伴う、作業場敷地への転用であります。一

時転用です。賃借権の設定8ヶ月であります。農地区分は、農用地域でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

3番については、公共事業に伴う、現場事務所、資材置場敷地への転用であります。一時転用です。賃借権の設定7ヶ月であります。農地区分は、農用地域でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

4番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。なお、この案件は、令和3年12月総会で農用地域から除外することに対し意見を求められた場所であり、令和4年1月26日付けで変更決定されております。

5番については、残土処理による農地改良のための転用であります。一時転用です。賃借権の設定3年であります。農地区分は、農用地域でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

以上、5件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員お願いいたします。

12番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日7月14日午前9時半、伊達総合支所集合で、清野会長、鈴木委員、佐々木委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。

今回の場所に関しましては、●●●の建設予定地であります。内容と詳細に関しましては、先ほど事務局より説明があった通りです。今回の転用に関しましては、先日、許可いただきました、工事のための一時転用が本転用となり、問題ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番と3番の案件について、3番、八巻長一調査員、お願いいたします。

3番委員 議案第2号の2番と3番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日7月14日午後2時半に、JA山舟生支店集合で、大槻委員、八巻博委員、私、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。

2番の案件は、台風被害による河川復旧工事に伴う作業場敷地への転用です。



採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 (委員挙手全員)  
議長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を除く4件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。1番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めます。その結果、異議がなければ、許可権者である福島県に意見送付いたします。異議があった場合には再度、総会で審議することになります。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第3号の案件については、●番、●●●委員が当事者となっております。対象となる案件は、所有権移転に係る2番の案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。当事者分の所有権移転に係る1件を最後に審議することにし、それ以外の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る3件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、当事者分を除く所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る3件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る1件を除く、それ以外の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る25件、

使用貸借権設定に係る3件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議場（委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る1件を除く、それ以外の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る3件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の所有権移転に係る2番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●委員の退席を求めます。

議場（議席番号●番、●●●委員 退席）

議長 これより質疑に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の所有権移転に係る2番の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の所有権移転に係る2番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議場（委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る2番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●委員の退席を解きます。

議場（議席番号●番、●●●委員 入室着席）

議長 次に、議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第4号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業により 農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人 福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに配分計画を定め、県知事の認可を受けると配分計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和4年7月26日となっています。ご審議よろしくお願いたします。

議長 これより審議に入ります。議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」、  
質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第4号「農用地利用配分計画(案)  
について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員  
は、「挙手」願います。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」は、  
原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「伊達市農業委員会が定める別段の面積の決定について」  
を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第5号朗読説明)

議長 これより、質疑に入ります。議案第5号「伊達市農業委員会が定める別段の  
面積の決定について」の質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより、議案第5号「伊達市農業委員会が  
定める別段の面積の決定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり  
決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第5号「伊達  
市農業委員会が定める別段の面積の決定について」は、原案のとおり「承認決  
定」といたします。

議長 次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗  
読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第6号朗読説明)

議長 これより、質疑に入ります。議案第6号「あっせん申出について」の2件の  
案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案  
第6号、「あっせん申出について」の2件の案件について「あっせん事業」を行  
うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第6号「あっせん申出について」の2件の案件につ  
いて、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通

知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、保原地区担当から32番、舟山健一推進委員と、35番、佐瀬之人推進委員。2番の案件について、保原地区担当から40番、阿部良夫推進委員と、42番、井上林一推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしく願いいたします。

議長 長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 場 「発言なし」の声。

議長 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第7回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。(午後4時20分閉会)

11. 提出事項の顛末	議案第1号	許可決定
	議案第2号	許可決定
	議案第3号	承認決定
	議案第4号	承認決定
	議案第5号	承認決定
	議案第6号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

